

入 札 説 明 書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 入札番号

5 入札第 139 号

(2) 購入物品名及び数量

衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（長崎県第三区）に係る投票用紙及び封筒類 1 式
*規格、納入条件等は別紙仕様書のとおり

(3) 「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書（調達様式第 11 号）」を、持参、郵送（できるだけ一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で提出ください。）又は F A X 等にて提出すること。一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。一般競争入札参加申請書へは登録番号を必ず記載すること。

※郵送、F A X 等で申請される場合は、提出の事実が確認できるような資料の提供を求める場合があります。

「一般競争入札参加申請書」の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔提出期限〕令和 6 年 2 月 15 日 17 時 00 分（必着）

(4) 物品等の納入場所及び納入期限

〔納入場所〕仕様書のとおり

〔納入期限〕令和 6 年 3 月 27 日

(5) 契約の形態

製造の請負とする。

(6) 最低制限価格

設定する。

(7) 印刷積算内訳書

提出すること。

(8) 入札期日及び場所

〔入札期日〕令和 6 年 2 月 16 日 11 時 00 分 開始

〔入札場所〕長崎県庁行政棟 1 階 入札室

入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に物品管理室に確認すること。

(9) 質問書の提出について

当該入札に関する質問については、「質問書（調達様式第 6 号）」を下記提出場所へ令和 6 年 2 月 9 日 17 時 00 分までに F A X 等にて提出すること。なお、必ず着信の確認を行なうこと。

※回答については、令和 6 年 2 月 14 日までに「質問への回答書（調達様式 7 号）」により F A X にて回答する。また、回答のうち全参加者に関する内容は物品管理室 H P に掲載する。

① 仕様書に関する質問提出場所 市町村課 選挙班

F A X 0 9 5 - 8 2 3 - 4 1 6 6 TEL 095-895-2137

② 調達手続に関する質問提出場所 物品管理室

F A X 0 9 5 - 8 9 4 - 3 4 6 8 TEL 095-895-2881

(10) 入札書の記載方法

- ア 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語並びに日本国通貨に限る。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書（調達様式第 8 号）に記載すること。
- ウ 入札金額（首標金額）は訂正することができない。
- エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- オ 入札者が代理人である場合は、「委任状（調達様式第 9 号）」（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。
（※入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができません。）

【注意事項】

- ・入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、入札番号、入札物件名を記入し提出して下さい。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印して下さい。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・入札書の宛名は長崎県知事として下さい。

(11) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

（ア）契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

（イ）契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。

ただし次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・入札日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体又は国との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入れに係る契約の履行の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。

なお、契約の規模については、契約金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。

- ①2,000 万円以上
- ②2,000 万円未満 500 万円以上
- ③500 万円未満

(12) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからクにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- エ 入札者が連合して入札をしたとき。
- オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- カ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
- キ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ク 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ケ 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。
- コ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。

- サ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- シ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ス その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(13) 落札者の決定

- ア 予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ最低制限価格以上の価格をもって申し込んだ者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。
- イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

・入札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度、再々度の入札を行う予定です。また、再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合があります。

よって、入札は、見積を含め最大4回となる場合があるので、入札書（4枚以上）及び印鑑（入札者が代表者本人である場合は、長崎県への届出済の印影と同一のもの。入札者が代理人である場合は、委任状の代理人の印影と同一のもの。）を持参すること。

(14) 入札書及び契約書の作成等

- ア 入札書及び契約書の作成及び提出に要する一切の費用は、入札者の負担とする。
- イ 落札通知を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう手続を行い、「契約書(調達様式第106号)」を提出すること。なお、契約書の内容には、個人情報の保護に関する特記事項の記載があります。
- ウ この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に揚げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- エ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

(15) 競争入札の参加資格

- ア 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並び昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を令和6年2月1日現在で有していること。
なお、「印刷」の登録者に限るものとする。
- エ 前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している者であること。
- オ 長崎県印刷物調達制度合理化対策要綱第6条に定める等級がA、Bの者であること。
- カ この公告の日から入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- キ この公告の日から入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

当該調達契約事務に関する担当部局

〔住所〕〒850-8570 長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2881

印刷物発注仕様書(ポスター類用)

発注課 情報	起案番号	R05-02520-00064		年 月 日	番 号		
	所属	市町村課		※物品管理室記入欄			
	電話	095-895-2133 (内線: 4461)					
	担当	中村勇大		業 者			
品 名	衆議院小選挙区選出議員補欠選挙(長崎県第三区)に係る投票用紙及び封筒類						
形 態	その他						
部 数	1 式						
規 格	0mm × 0mm 片面						
作成方法	方法[データ渡し] ページ打[無] ソフト名 Ver.[Excel2016] 写真本画像処理[無] アウトライン処理[無]						
刷 色	《表》	《金色》		《裏》			
		無					
紙 質	《種類》	《厚さ》		《色》	《再生紙/白色度》		
					再生紙使用しない		
加 工	別添仕様書のとおり						
写 真	白黒	0	カラー		0		
イラスト	県保有のイラスト	0	業者にて作成するイラスト		0		
デザイン	有 :						
仕分作業	有 : 15箇所						
備 考	別添仕様書のとおり。 見本あり。						
納入場所	別紙仕様書のとおり						
校正	初 校		二 校		三 校 以 降		納品
	提出 月 日	完了・校了 月 日	提出 月 日	完了・校了 月 日 印	提出 月 日	完了・校了 月 日 印	

◎受注業者の方へ

直接請求課に納品し、検収を受けてください。

(検収時にこの仕様書を必ず提示してください。)

衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（長崎県第三区）に係る 投票用紙及び封筒類作成仕様書

1. 種別、規格、紙質及び枚数等 別表1「投票用紙印刷予定一覧」のとおり
2. 作業にあたって守るべきこと
 - (1) 受注者は、連絡責任者を定め、すみやかに工程表を作成のうえ、長崎県選挙管理委員会の承認を得ること。
作業の期限、日時等は別表2「作業工程」のとおりとする。
 - (2) 以下の印刷物（以下「投票用紙等」という。）の印刷は、他者へ委託できないこと。
 - ・様式1 投票用紙
 - ・様式2 点字投票用紙
 - (3) 投票用紙等以外の作成を他者へ再委託する場合は、事前に長崎県選挙管理委員会に別紙「再委託報告書」により報告すること。
 - (4) 全ての印刷物に使用する紙について、あらかじめ長崎県選挙管理委員会の職員に見せ、承認を得ておくこと。
 - (5) 受注者において、全ての印刷物にかかる協議を行うための連絡責任者を一人選任し、この連絡責任者を通じて協議するので、常に連絡ができるようにしておくこと。
また、それぞれの工程において、従事する職員の氏名の一覧を提出すること。
 - (6) 投票用紙の印刷、裁断、梱包の工程は、長崎県選挙管理委員会の職員の立会いのもとに行い、その都度指示に従うこと。
 - (7) 投票用紙の刷版や印刷した投票用紙を保管する倉庫は長崎県選挙管理委員会の職員が施錠し、納入までの間、その鍵は全て長崎県選挙管理委員会の職員が保管するとともに、倉庫の入口を封印するものとする。
 - (8) 投票用紙の性格上、通常の印刷では許容される刷版の汚れやキズ、投票用紙の汚れやかすれがある場合でも、刷版の作り直し、刷り直しとなるので、印刷物の刷り上がりには細心の注意を払うとともに、立ち会う長崎県選挙管理委員会の職員の指示に従って作業を進めること。
 - (9) 投票用紙（様式番号1）を印刷する際の一面に印刷する投票用紙の枚数は36枚以上とすること。
 - (10) 印刷には印刷枚数を数えることができるカウンターが備え付けられたものを用い、カウンターの表示した数字により印刷枚数を確認できるものであること。
 - (11) 投票用紙を印刷した用紙は、裁断前に2回以上、印刷枚数を数えること。この際、少なくとも1回は機械によらず、人力で数えること。

- (12) 投票用紙は開票の際、機械で読みとられることもあるので、寸法誤りのないよう、裁断には注意を払うこと。
- (13) B Pコートはすべりやすく、湿気で紙と紙が付着しやすいので注意すること。
また、裁断の工程との関係から、印刷した用紙を乾燥させる時間は長くとれないことに注意すること。
- (14) 投票用紙の裁断にあたっては、印刷した用紙を500枚又は1,000枚（印刷枚数がその枚数未満の場合はその総数）ごとに裁断するものとし、裁断された投票用紙について、長崎県選挙管理委員会の職員が投票用紙計数機を用いて枚数の確認をするので、裁断現場に投票用紙計数機（使用する断裁機1台につき1台以上）を準備すること。
- (15) 印刷の際の試刷り等により発生した版面が印刷された余剰の用紙及び印刷に使用した刷版は、投票用紙の作成にかかるすべての工程が終了後、長崎県選挙管理委員会の職員の立会いのもと、裁断等により処分すること。
また、原稿及び刷版作成のために作成された電子データは印刷終了後、消去すること。
- (16) 長崎県選挙管理委員会へ納入されたあと、使用できない印刷物が発見された場合は、長崎県選挙管理委員会の指示に従い、受注者の責任において必要な枚数を印刷すること。（受注者の休業日も対応のこと。）
- (17) 長崎県選挙管理委員会へ納入されたあと、不測の事態により再度印刷が必要となった場合には、長崎県選挙管理委員会の指示に対応できるような体制を整えておくこと。（受注者の休業日も対応のこと。）
- (18) 印刷した投票用紙の移動に伴う紛失や汚れの発生を防ぐため、印刷する場所、枚数を確認する場所、裁断する場所、梱包する場所は同一建物内に設けること。
- (19) 長崎県選挙管理委員会の公印の印影については、別紙「長崎県選挙管理委員会公印の貸出しについて」により、厳重に取り扱うこと。
- (20) 投票用紙の汚れやかすれ、白紙の混入、枚数の不足、納入の遅れその他受注者の過失により選挙の管理執行に問題が生じ、選挙の効力に関する争訟が提起された場合、これにより長崎県が受けた損害(再選挙の執行に必要な経費(印刷費相当ではなく選挙全体の費用))については、受注者に賠償を求めることがあること。
- (21) 印刷に使用するインクは、退色、変色しない良質のものとする事。
なお、印刷と裁断の工程を考慮してインクの種類、印刷仕様を決定すること。
- (22) 予定された工程期間内に印刷が終了しない場合、受注者の通常の勤務時間以外の日時に印刷をするよう指示することがあること。

(23) 封筒の加工等、受注者以外に作業を委託する場合は、受注者の責任で印刷物の厳重な管理に努め、納品前にサンプルを長崎県選挙管理委員会へ提出すること。
なお、このサンプルの検査により当委員会が使用できないと認めた場合は、受注者の責任でやり直しを指示することがあること。

(24) 受注者の作業の場所には、関係者以外の者は立ち入らせないこと。

3. 納入の方法等

(1) 日時と場所 別表2のとおり

(2) 納入の方法

①投票用紙について

以下の方法により仕分けし、納入を行うこと。

ア. 一束1,000枚の20束(20,000枚)を防湿包装紙で包装し、ダンボール箱に入れて梱包すること。

なお、ダンボール箱については、20,000枚が入る箱及び端数分が入る箱を受注者で準備すること。

イ. ダンボール箱数については、別表3「仕分表」により、市町等ごとに明確に仕分けをすること。

ウ. ダンボール箱には、以下のような記載をした紙を上面1ヶ所と側面1ヶ所に貼付すること。

※ 以下の紙については、受注者で準備すること。

※ ダンボール箱には紐掛けは不要。

衆議院小選挙区選出議員 補欠選挙 投票用紙
□□市町 ○○/△△ ◇◇◇◇枚

②その他(封筒類)

別表3「仕分表」より、市町等ごとに仕分けを行い、ダンボール箱(大きさは問わない。)に入れ、①と同様に紙を貼付すること。

なお、ダンボール箱及び①と同様の紙については、受注者で準備すること。

衆議院小選挙区選出議員 補欠選挙 封筒類
□□市町 ○○/△△ ◇◇◇◇枚

③上記、①～②においては、受注者又は作業の委託を受けた者の会社名を記載した防湿包装紙、クラフト紙、ダンボール箱は使用しないこと。

4. その他

- (1) 全ての工程において異常が発生したり、不明なことが生じたりした場合は、長崎県選挙管理委員会へ連絡し、指示を受けること。
- (2) 投票用紙の印刷工程は、報道関係者に部分的に公開する予定であること。
なお、印刷場所が特定されないような報道をするよう要請する予定であること。
- (3) 受注者、作業の委託を受けた者においては、本件印刷物を受注した旨は部外秘とすること。
- (4) 通常の印刷とは異なるので、注意事項の全てを作業に従事する者に周知しておくこと。
- (5) 印刷の不具合により、選挙準備に支障が生じるおそれがある場合や当該補欠選挙の前に衆議院が解散された際には、契約の変更を申し入れることがある。

令和 年 月 日

長崎県市町村課長 様
(長崎県選挙管理委員会書記長)

受託者 住 所
氏 名 印

再委託報告書

「衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（長崎県第三区）に係る投票用紙及び封筒類作成業務」に関して再委託を行ったため、下記のとおり報告します。

記

1. 再委託を行う業務及びその範囲（具体的に記載すること）
2. 再委託を行う契約相手先の商号又は名称及び住所
3. 再委託業務の契約（予定）金額
4. その他特記事項

※ 本報告書は、投票用紙以外の作成を他者へ再委託する場合に、事前に長崎県選挙管理委員会に書面にて報告すること。

令和6年 月 日

(受注業者) 様

長 崎 県 市 町 村 課 長
(長崎県選挙管理委員会書記長)
(公 印 省 略)

長崎県選挙管理委員会公印の貸出しについて

投票用紙及び封筒類作成のため、別添のとおり、公印について貸し出します。

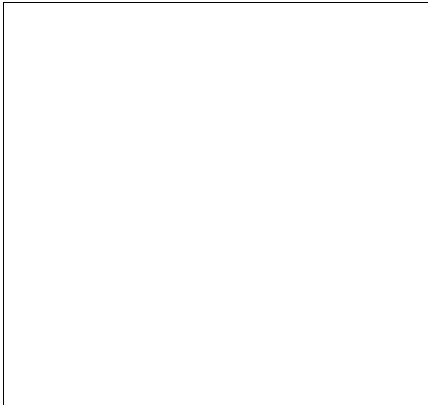
当該公印については、納品時に、別紙「公印の返却について」を添えて当課へ返却するとともに、下記により、厳重に取り扱われるようお願いいたします。

記

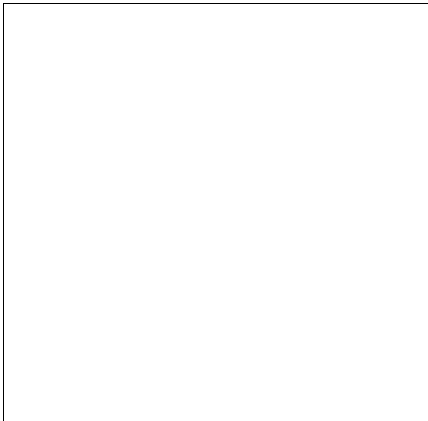
1. 公印の管理については、紛失等がないようにすること。
2. 公印のパソコン等への取込み時及び作業中は、インターネットから物理的に遮断した状態で行うこと。
3. 作業終了後は速やかにデータを削除し、作業したパソコン等にデータを残さないこと。
4. 成果品以外（試し刷り等）に公印が印刷されたものがある場合には、その処分を適正に行うこと。
5. その他、紛失や外部へのデータ流失がないよう必要な措置を講じること。

※本書の公印とは、別途貸出す「公印の印影」を意味する。

○公印



(予備)



(別紙)

令和6年 月 日

長崎県市町村課長 様
(長崎県選挙管理委員会書記長)

住所

氏名

印

公印の削除処理について

令和6年 月 日に、投票用紙及び封筒類作成のために借り受けた公印について、印刷に使用するためパソコン等に取り込んだ同データについては、適正に削除処理等を行いましたので、報告します。

投票用紙及び封筒類の印刷予定一覧（令和6年4月28日執行予定衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（長崎県第三区））

（別表1）

区分	規格（mm）		数量（枚）	仕切等	紙質	様式番号	色		
	縦	横					紙	文字	
1 投票用紙	投票用紙	128	80	263,700	仕切：100枚毎青色、500枚毎赤色 1束1,000枚、包装20,000枚	BPコート110	1	あさぎ色	黒色
	点字投票用紙	128	80	1,550	仕切：50枚毎青色、100枚毎赤色 1束500枚	上質特厚口	2	あさぎ色	赤色
2 封筒類	不在者投票内封筒 （郵便・船員不在者を含む。）	148	90	9,250	50枚毎交互、1束100枚 ※封入口にシールorアドヘア、内側墨塗り加工を施す	上質厚口	3	空色	黒色
	不在者投票外封筒	165	100	7,400	50枚毎交互、1束100枚 ※封入口にシールorアドヘア加工を施す	上質厚口	4	あさぎ色	黒色
	郵便不在者投票外封筒	165	100	1,050	50枚毎交互、1束100枚 ※封入口にシールorアドヘア加工を施す	上質厚口	5	藤色	黒色
	郵便代理記載不在者投票外封筒	165	100	800	50枚毎交互、1束100枚 ※封入口にシールorアドヘア加工を施す	上質厚口	6	あじさい色	黒色
	仮投票用封筒	165	70	2,900	50枚毎交互、1束100枚 ※封入口にシールorアドヘア加工を施す	上質厚口	7	ブルー色	黒色
共通	不在者投票証明書在中封筒	220	110	4,200	50枚毎交互、1束100枚 ※封入口にシールorアドヘア加工を施す	上質厚口	8	白色	黒色

作業工程

(別表2)

	日時・場所
	投票用紙
①工程表の提出	契約締結後、7日以内
②原稿の完成	契約締結後、長崎県選挙管理委員会と協議（工程表に明示すること。）
③刷版の作成	令和6年3月22日（金）まで ※協議変更可
④印刷・裁断・梱包	令和6年3月26日（火）～27日（水） ※日程・時間については別途協議して定める。状況に応じて勤務時間外も対応のこと。
⑤納品	令和6年3月27日（水）17時まで 長崎県庁内会議室（別途指示）

○投票用紙にかかる仕分表（点字は、投票用紙の端数分とあわせて梱包）

20,000枚+それ以外（ひとまとめ）の数

作成数+1

原則梱包数

（別表3）

No.	市町名	投票用紙	20,000枚	5,000枚	1,000枚	その他	作成数	梱包数	点字	作成数【再計】	梱包数【再計】	端数の枚数 （箱の目安）
1	佐世保市	32,000	1	2	2	0	5	2	150	6	2	12,150
2	大村市	83,000	4	0	3	0	7	5	150	8	5	3,150
3	対馬市	29,500	1	1	4	500	7	2	300	8	2	9,800
4	壱岐市	26,000	1	1	1	0	3	2	200	4	2	6,200
5	五島市	37,500	1	3	2	500	7	2	200	8	2	17,700
6	東彼杵町	7,000	0	1	2	0	3	1	50	4	1	7,050
7	川棚町	11,500	0	2	1	500	4	1	50	5	1	11,550
8	波佐見町	13,000	0	2	3	0	5	1	50	6	1	13,050
9	小値賀町	3,000	0	0	3	0	3	1	50	4	1	3,050
10	新上五島町	20,000	1	0	0	0	1	1	50	2	2	50
	【市町計】	262,500	9	12	21	1,500	45	18	1,250	55	19	—
	県北地方書記室	200	0	0	0	200	1	1	50	2	1	250
	五島地方書記室	200	0	0	0	200	1	1	50	2	1	250
	壱岐地方書記室	200	0	0	0	200	1	1	50	2	1	250
	対馬地方書記室	200	0	0	0	200	1	1	50	2	1	250
	県選管書記室	400	0	0	0	400	1	1	100	2	1	500
	【県分計】	1,200	0	0	0	1,200	5	5	300	10	5	—
	【合計】	263,700	9	12	21	2,700	50	23	1,550	65	24	—

※ 箱の必要数は、（20,000枚箱×9個と「端数の枚数（箱の目安＝箱の大きさの目安）」）により算出すること。

令和6年4月28日執行予定衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（長崎県第三区）にかかる投票用紙配付予定枚数

NO	市町名	①投票用紙	②点字投票用紙	③不在者投票内封筒 ④+⑤+⑥	④不在者投票外封筒	⑤郵便不在者投票外封筒	⑥郵便代理記載不在者投票外封筒	⑦仮投票用封筒	⑧不在者投票証明書在中封筒
選挙の区分		小選挙区	小選挙区	小選挙区	小選挙区	小選挙区	小選挙区	小選挙区	小選挙区
1	佐世保市	32,000	150	800	700	50	50	200	50
2	大村市	83,000	150	2,150	2,000	100	50	300	700
3	対馬市	29,500	300	1,150	1,000	100	50	300	1,000
4	壱岐市	26,000	200	1,150	1,000	100	50	300	700
5	五島市	37,500	200	1,300	1,000	200	100	600	800
市計		208,000	1,000	6,550	5,700	550	300	1,700	3,250
6	東彼杵町	7,000	50	300	200	50	50	100	50
7	川棚町	11,500	50	300	200	50	50	100	50
8	波佐見町	13,000	50	300	200	50	50	100	50
9	小値賀町	3,000	50	200	100	50	50	100	50
10	新上五島町	20,000	50	600	500	50	50	300	500
町計		54,500	250	1,700	1,200	250	250	700	700
市町計		262,500	1,250	8,250	6,900	800	550	2,400	3,950
△	県北地方書記室	200	50	200	100	50	50	100	50
△	五島地方書記室	200	50	200	100	50	50	100	50
△	壱岐地方書記室	200	50	200	100	50	50	100	50
△	対馬地方書記室	200	50	200	100	50	50	100	50
△	県選管書記室	400	100	200	100	50	50	100	50
県選管書記計		1,200	300	1,000	500	250	250	500	250
県計		263,700	1,550	9,250	7,400	1,050	800	2,900	4,200

令和6年4月28日執行予定衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（長崎県第三区）
投票用紙及び封筒類 様式集

区分		様式番号
投票用紙	投票用紙	1
	点字投票用紙	2

区分		様式番号
封筒類	不在者投票内封筒（郵便・船員不在者を含む。）	3
	不在者投票外封筒	4
	郵便不在者投票外封筒	5
	郵便代理記載不在者投票外封筒	6
	仮投票用封筒	7
	不在者投票証明書在中封筒	8

様式 1

80mm

128 mm

令和六年四月二十八日執行
衆議院小選挙区選出議員
補欠選挙投票票

○ 注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

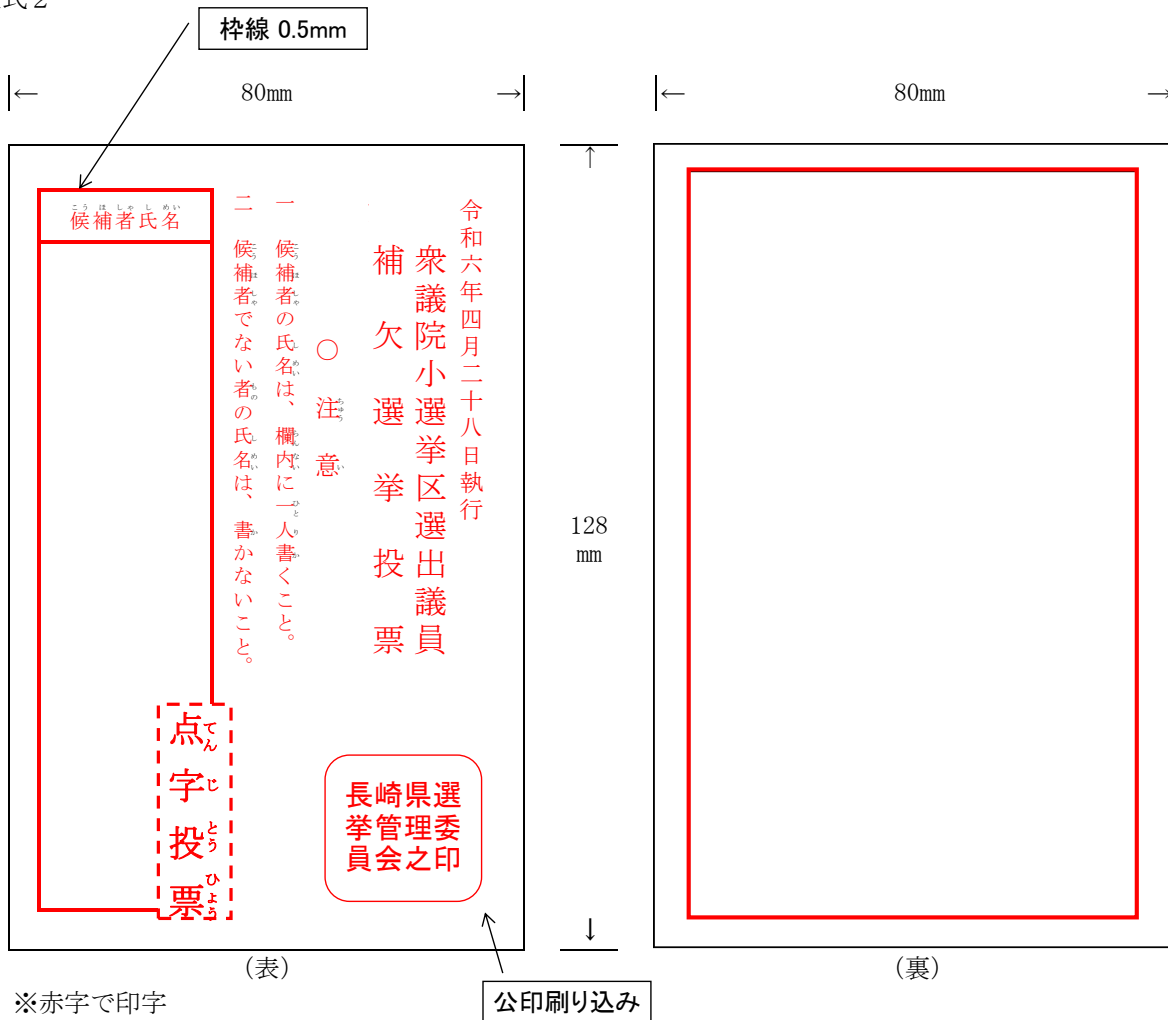
候補者氏名

長崎県選挙管理委員会之印

公印刷り込み

※印刷面 片面のみ

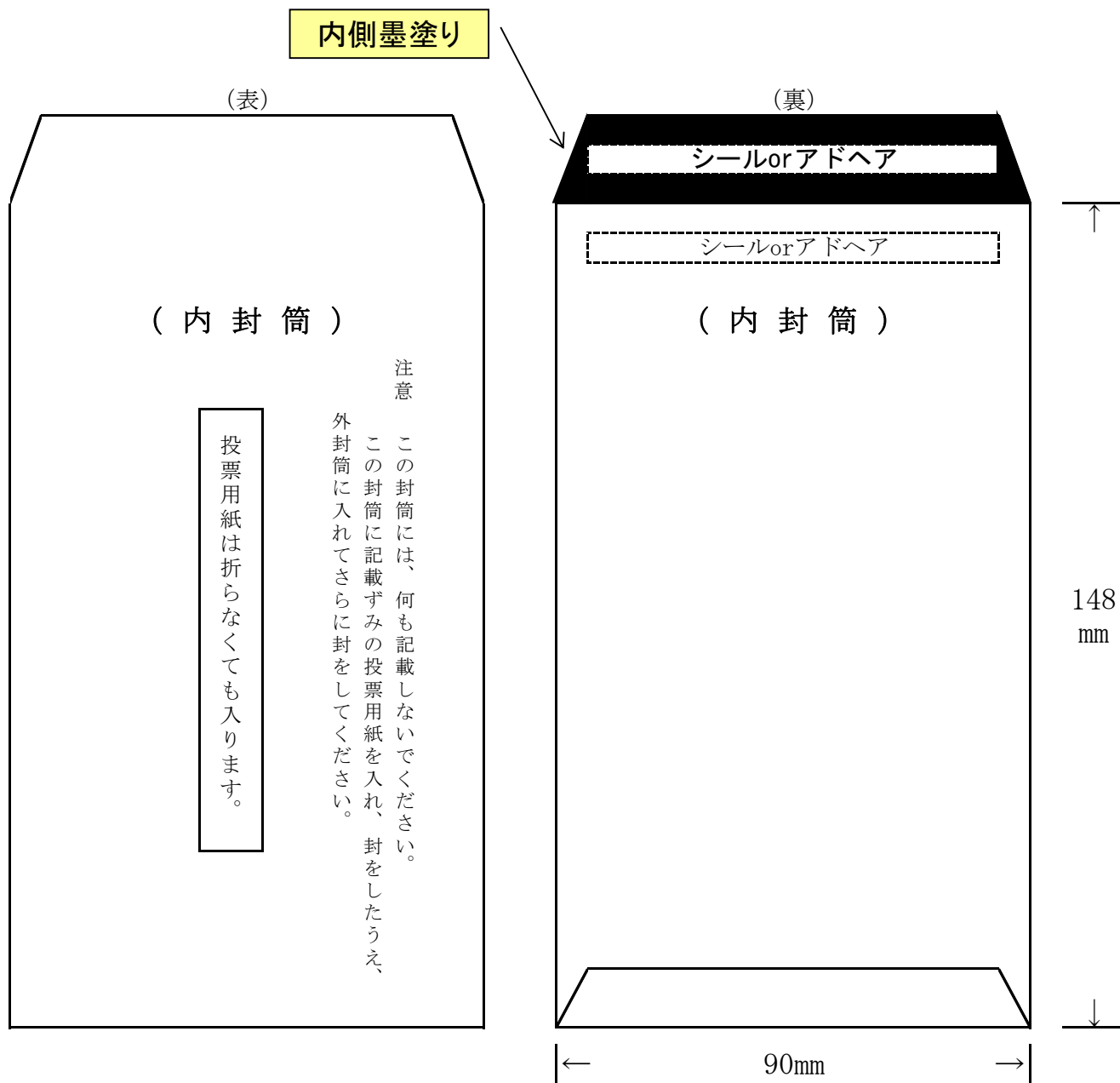
様式 2



※赤字で印字

※ (裏) の梓線も赤色

様式3



公印刷り込み

(表)

令和6年4月28日執行
衆議院小選挙区選出
議員補欠選挙

不在者投票

(外封筒)

長崎県選挙管理委員会之印

注意 あなたのなまえは必ず自分で書いてください。

あなた
また
えの

□ 在外選挙人の投票に使用
(在外選挙人氏名)

投票区	登録番号
-----	------

整理番号

(裏)

シールorアドヘア

シールorアドヘア

投票される方は、この面に記載する必要はありません。

投票年月日	令和 年 月 日
投票場所	
不在者投票管理者 その他	職・氏名
	職名 <small>(船舶その他施設の名称及び不在者投票管理者となる者の職名を記載すること。)</small>
	氏名

立会人が署名する欄

立会人氏名

55mm超確保すること

100mm

165mm

(表)

令和6年4月28日執行
衆議院小選挙区選出
議員補欠選挙

郵便等による不在者投票

(外 封 筒)

あなたの なまえ	注意 あなたのなまえは必ず自分で書いてください。	投票の記載をした	
		場 所	年 月 日
		県 府 道 都	令 和
		郡 区 市	年
		村 町	月
		番 番	日
		地 号	

右の年月日及び場所において自ら投票の記載をいたしました。

投票区	登録番号

整理番号 _____

(裏)

シールorアドヘア

シールorアドヘア

↑

公印刷り込み

長崎県選挙管理委員会之印

165 mm

↓

← 100mm →

(表)

令和6年4月28日執行
衆議院小選挙区選出
議員補欠選挙

郵便等による不在者投票

(外 封 筒)

<p>注意</p> <p>投票者欄には、選挙人の氏名を記載してください。また、代理記載人の氏名は、代理記載人が必ず自分で書いてください。</p>	代理記載人氏名	投票者氏名	投票の記載をした	
			場 所	年月日
			県 府 道 都	令 和
			郡 区 市	年
		村 町	月	
		番 番	日	
		地 号		

右の年月日及び場所において次の代理記載人をして投票の記載をさせました。

投票区	登録番号

整理番号 _____

(裏)

シールorアドヘア

シールorアドヘア

公印刷り込み

長崎県選挙管理委員会之印

165 mm

← 100mm →

